

一般会計は、24.7%増の63億3,000万円 (前年度対比)

各会計総額で

79億7,680万円

一般会計と特別会計

町の会計には、「一般会計」と「特別会計」があります。
 一般会計は、通常の歳入歳出を経理する基本となる会計をいいます。
 しかし、自治体の仕事は広範囲にわたりますので、例外として、自治体が特定の事業を行う場合に、一般会計と区分して経理する特別会計を条例により設けることができます。

■ 各会計予算総括表 ■

会計名	平成22年度 当初予算額	平成21年度 当初予算額	増減額	増減率		
一般会計	63億3,000万円	50億7,600万円	12億5,400万円	24.7%		
特別会計	国民健康保険事業	6億9,690万円	7億1,680万円	▲1,990万円	▲2.8%	
	老人保健	100万円	50万円	50万円	100%	
	後期高齢者医療	6,460万円	6,330万円	130万円	2.1%	
	介護保険事業	保険事業勘定	4億1,570万円	4億1,310万円	260万円	0.6%
		介護サービス事業勘定	2,860万円	1億540万円	▲7,680万円	▲72.9%
	簡易水道事業	2億5,470万円	2億4,990万円	480万円	1.9%	
	公共下水道事業	1億8,530万円	1億6,070万円	2,460万円	15.3%	
	計	16億4,680万円	17億970万円	▲6,290万円	▲3.7%	
合計	79億7,680万円	67億8,570万円	11億9,110万円	17.6%		

22年度一般会計予算は63億3,000万円で、前年度に比べて12億5,400万円増額（24.7%）となりました。

特別会計（国民健康保険事業、老人保健、後期高齢者医療、介護保険事業、簡易水道事業、公共下水道事業）の予算総額は、16億4,680万円で、前年度に比べて6,290万円減少（▲3.7%）。

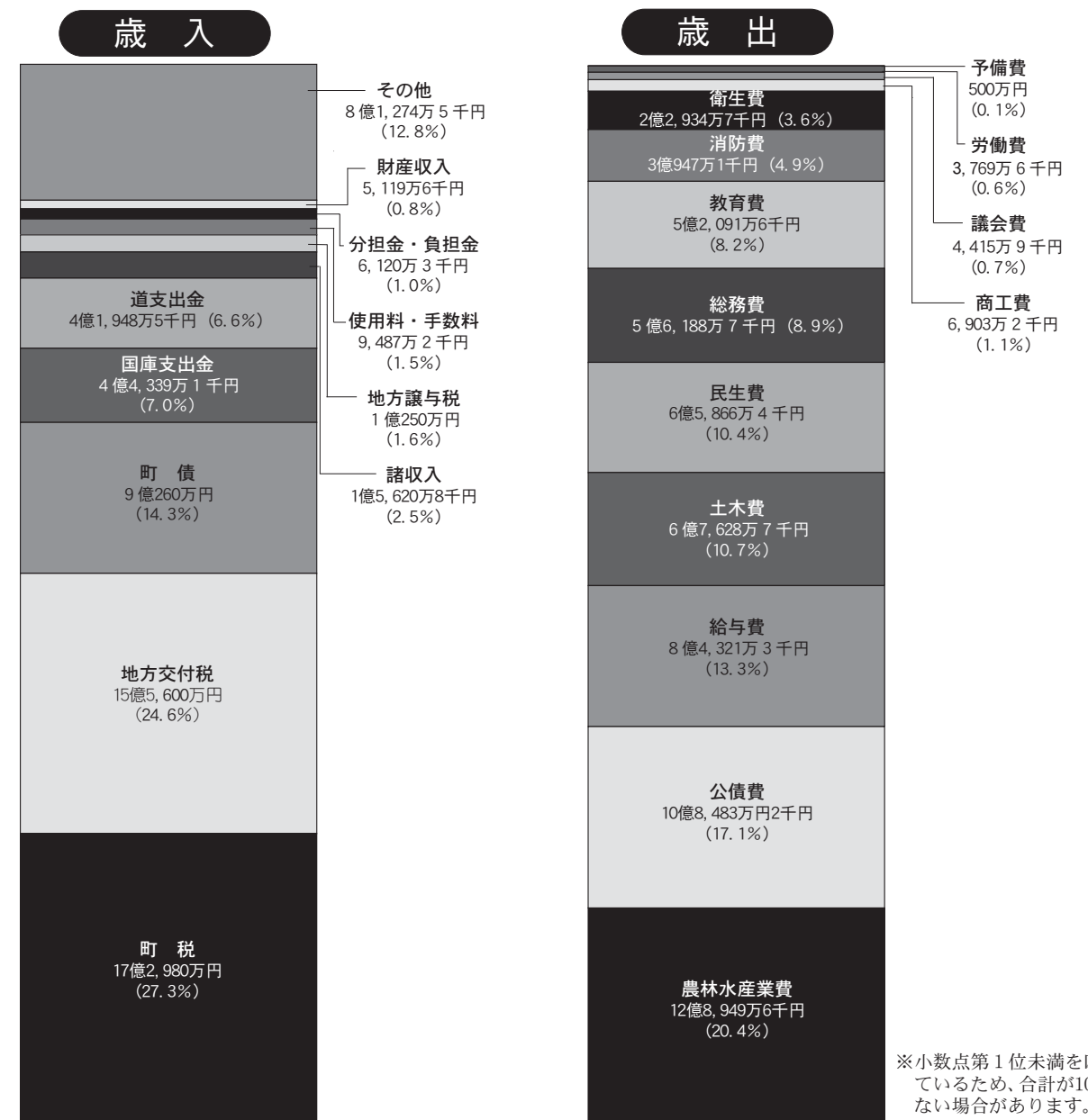
平成22年度の一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、79億7,680万円で、前年度に比べて11億9,110万円増加（17.6%）しています。

歳入は、町税と地方交付税が中心となり、歳入全体の約52%を占めています。前年度と比較してみると、町税では4.1%、7,400万円の減少であり、これらは景気後退に伴う法人町民税の減収や、固定資産税の大型償却資産の減収によるものが主な内容となっています。

また、地方交付税においては、基準財政収入額に反映される税収の減少による増と、特別枠として設けられた雇用対策・地域資源活用臨時特例費関連の増から、前年度と比較して7,600万円の増加を見込んでいます。繰入金においては、6億7,100万円の増加、町債については4億4,100万円の増加となっていますが、これらは国営農業用水再編対策事業負担金償還の関係による増加が主な内容となっています。

歳出では、総務費においてフォーラムビレッジ宅地整備費などを含め130.4%、3億1,800万円の増加、労働費では雇用対策事業などの関係から186.9%、2,400万円の増加、農林水産業費においては国営農業用水再編対策事業負担金償還の関係から211.0%、8億7,500万円の増加となっています。

■ 一般会計予算(予算款別・降順)の歳入・歳出内訳 ■



総額63億3,000万円

※小数点第1位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■ 一般会計歳入（目的別）の内訳 (単位:千円、%)

区分	22年度	21年度	増減額	伸率	
自主財源	町 税	1,729,800	1,804,263	▲74,463	▲4.1
	分担金及び負担金	61,203	98,229	▲37,026	▲37.7
	使用料及び手数料	94,872	82,169	12,703	15.5
	財産収入	51,196	62,856	▲11,660	▲18.6
	寄附金	10	10	0	0.0
	繰入金	721,334	49,957	671,377	1,343.9
	繰越金	5,000	5,000	0	0.0
	諸収入	156,208	179,908	▲23,700	▲13.2
	小計	2,819,623	2,282,392	537,231	23.5
	依存財源	地方譲与税	102,500	112,000	▲9,500
利子割交付金		2,100	2,200	▲100	▲4.5
配当割交付金		400	700	▲300	▲42.9
株式等譲渡所得割交付金		300	700	▲400	▲57.1
地方消費税交付金		54,000	58,000	▲4,000	▲6.9
ゴルフ場利用税交付金		1	1	0	0.0
自動車取得税交付金		18,000	30,000	▲12,000	▲40.0
地方特例交付金		10,200	7,000	3,200	45.7
地方交付税		1,556,000	1,480,000	76,000	5.1
交通安全対策特別交付金		1,400	1,400	0	0.0
国庫支出金		443,391	356,663	86,728	24.3
道支出金		419,485	283,344	136,141	48.0
町債		902,600	461,600	441,000	95.5
小計		3,510,377	2,793,608	716,769	25.7
合計	6,330,000	5,076,000	1,254,000	24.7	

チェックポイント

歳入は、町税や使用料および手数料などの「自主財源」と、地方交付税や国・道補助金などの「依存財源」とに分けられ、合計を100とした場合のそれぞれの割合は、自主財源が45%、依存財源が55%となっています。

また、自主財源の内、町税の占める割合は60%であり、このうち固定資産税の大型償却資産は50%を占めています。

■町税の予算額の内訳

区分	金額	町民1人あたり
町民税（個人・法人）	2億2,047万9千円	4万5,125円
固定資産税	14億7,260万2千円	30万1,392円
軽自動車税	1,046万7千円	2,142円
市町村たばこ税	2,625万1千円	5,373円
特別土地保有税	1千円	1円
計	17億2,980万円	35万4,033円

※町民1人あたりは、平成22年3月31日現在の人口4,886人で割ったものです。

■自主財源と依存財源

自主財源とは、自治体が自らの権限で調達することができる収入のことで、町税や分担金・負担金、使用料・手数料などがこれに含まれます。

一方、依存財源とは収入源が国や道に依存しており、しかもその額の決定が国や道の定める基準による収入のことで、国庫支出金や道支出金、地方交付税、町債などがこれに含まれます。

■町税

町税は、法律や町の条例により、町内の住民や企業などから集められるものです。

町税には、町民税や固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税があります。

■地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定水準の行政サービスを提供できるように財源を保障するものです。

■国庫・道支出金

特定の行政目的を達成するために、その行政に必要な経費に充てることを条件として、国や道から町に交付されるものです。

■町債（地方債）

自治体の借入金でその返済期間が2年以上にわたるものを「地方債」といいます。

地方債は、いわば家計における借入に相当するものです。しかし、公共施設の建設や道路整備に多額のお金が掛かり、町民が長期間にわたって利用することができる施設の建設などの場合は、地方債を充て、将来の町民にも借入金返済という形で負担をしていただくほうが公平と考えられています。

町が借り入れしている地方債のうち、内容によっては返済額の一部が地方交付税で補てんされるものもあります。

■地方譲与税

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税があります。

本来、自治体の財源として町が徴収すべき税を課税の技術上の理由などにより、いったん国が国税として集め、一定の基準により自治体に配分されるものです。

■義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費で、経常的に必要となるため、極めて硬直性の高い経費です。人件費、扶助費、公債費の3つの費目が義務的経費です。

・人件費

職員の給料・手当、共済組合、退職手当組合納付金のほか議会議員等の報酬などの経費です。

・扶助費

保育所の児童保育費、児童手当、社会福祉施設措置費、各種医療費など被扶助者などに対して支給する経費です。

・公債費

町が借り入れた地方債の元利償還や一時借入金の利子の支払いに要する経費です。

■消費的経費

物件費、維持補修費、補助費等で、その支出効果はその年度限りまたは極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費です。

・物件費

各種事業の委託料のほか、臨時職員の賃金、消耗品、郵便、電気・水道料など公の施設の管理に要する経費です。

・維持補修費

町が管理する公共施設等の効用を保全するための経費です。

・補助費等

各種団体等に交付する補助金のほか、安平・厚真行政事務組合や胆振東部消防組合などの負担金です。

■投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設など将来に残るものに支出される経費をいいます。普通建設事業費、災害復旧事業費などが挙げられます。

・普通建設事業費

建設事業や国営・道営事業の負担金などに充てる投資的な経費です。

・災害復旧事業費

洪水や地震などの災害により被害を受けた施設等を原形に復旧するための経費です。

■その他

・積立金

特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた経費です。

・繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間で支出される経費です。

■一般会計歳出（性質別）の内訳 (単位:千円、%)

区分	22年度	21年度	増減額	伸率	
義務的経費	人件費	907,770	884,276	23,494	2.7
	扶助費	256,626	198,120	58,506	29.5
	公債費	1,084,800	1,069,344	15,456	1.4
	小計	2,249,196	2,151,740	97,456	4.5
消費的経費	物件費	803,650	734,827	68,823	9.4
	維持補修費	72,720	99,513	▲26,793	▲26.9
	補助費等	734,715	669,113	65,602	9.8
	小計	1,611,085	1,503,453	107,632	7.2
投資的経費	普通建設事業費	1,953,082	870,236	1,082,846	124.4
	災害復旧事業費	0	0	0	0.0
	失業対策事業費	35,557	10,855	24,702	227.6
	小計	1,988,639	881,091	1,107,548	125.7
その他	積立金	102,102	131,587	▲29,485	▲22.4
	投資及び出資金	0	0	0	0.0
	貸付金	93,070	88,630	4,440	5.0
	繰出金	280,908	314,499	▲33,591	▲10.7
	前年度繰上充用金			0	0.0
	予備費	5,000	5,000	0	0.0
	小計	481,080	539,716	▲58,636	▲10.9
合計	6,330,000	5,076,000	1,254,000	24.7	

チェックポイント

歳出では、義務的経費として子ども手当の支給開始などにより扶助費において29.5%、5,850万円の増加、消費的経費においては維持補修費において26.9%、2,679万円の減少、投資的経費においては、国営農業用水再編対策事業償還金の関係から、普通建設事業費で124.4%、10億8,284万円の増加、雇用創出事業などにより失業対策事業費で227.6%、2,470万円の増加となっています。

■一般会計歳出（予算款別）を町民1人あたりにすると…

議会費（議員の報酬、手当などに）	9,038円
総務費（町の一般的な事務、まちづくりなどに）	114,999円
民生費（福祉の充実などに）	134,806円
衛生費（医療の充実・ごみ処理などに）	46,940円
労働費（労働者福祉事業などに）	7,715円
農林水産業費（産業振興などに）	263,916円
商工費（商工振興などに）	14,129円
土木費（道路、河川の整備などに）	138,413円
消防費（消防、災害対策などに）	63,338円
教育費（学校教育・生涯学習の推進などに）	106,614円
公債費（借入金の返済などに）	222,029円
給与費（職員の給料、手当などに）	172,577円
予備費（予備費）	1,023円
合計	1,295,537円

※金額は、一般会計の予算額を平成22年3月31日現在の人口4,886人で割ったものです。